

平成27年8月31日制定
平成29年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂

星槎道都大学研究活動に係る行動規範

星槎道都大学において本学を本務としない者を含むすべての研究者(以下「研究者」という。)が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に学術研究を進め、科学の健全な発展を促すとともに、研究活動において不正行為を行わない、行わせないこと、また、公的研究費(競争的資金等)の管理事務等に携わる職員(以下「事務職員」という。)が、関係法令、本学の関係諸規程を理解し、コンプライアンスの徹底を図ること等を目的として、日本学術会議の声明「科学者の行動規範-改訂版-(2013年1月25日)」等に習い、本大学の研究者ならびに事務職員の行動規範を定める。

なお、今後も文部科学省、日本学術会議等の情報をもとに適宜見直しを行う。

1. 研究活動における不正行為の防止

研究者は、研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざんおよび他者の論文、著作等の研究成果の盗用等の不正行為を行わない。また研究データや資料等の適切な取扱いと管理・保管を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備ならびに不正行為抑止の教育啓発の継続的な取り組みに努めなければならない。

2. 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、その原資が学生からの納付金、国・地方公共団体等からの補助金(税金)、外部財団等からの助成金等によって支えられていることを踏まえ、研究費ごとに定められた目的、条件および使用ルール、関係法令、本学の関係諸規程を遵守のうえ、研究費の適正で効率的な使用に努めなければならない。

3. 研究成果の公開

研究者は、研究活動の透明性を確保するため、研究活動によって得られた成果を研究コミュニティに向けて積極的に公開し、その内容について吟味・批判を受けるとともに、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。

4. 守秘義務

研究者は、他者の知的財産権に係るものに関しては、守秘義務を遵守しなければならない。特に、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳守しなければならない。

5. 個人情報の保護

研究者は、研究活動の過程において知り得た他者の個人情報の保護に努め、適正な取扱いを行わなければならない。

6. 差別やハラスメントの排除

研究者は、個人の人格と自由を尊重し、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによる差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示や指導等を受ける者に不利益を与えるような言動は行わない。

7. 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなくて

はならない。

8. 不正行為の通報

研究者は、不正行為に関する苦情相談を受けた場合または不正行為に気付いた場合は、速やかに「星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程」第12条第1項に定める告発（通報）窓口（事務局学務課）に通報しなくてはならない。

9. 研究者と事務職員

研究者と事務職員は、公的研究費にかかわる不正の問題が本大学、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に理解したうえで、公的研究費の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、相互理解の促進をはかり、かつ円滑な意思疎通に努めなければならない。

10. 事務職員の意識向上

事務職員は、研究者個々の研究活動の特性を十分理解したうえで、公的研究費の管理においては、原資が国民の税金であることを踏まえ、国民の信頼に応えるため、本大学の責任において行うべきものであることを深く認識しなくてはならない。

11. 事務職員のコンプライアンス

事務職員は、研究費ごとに定められた目的、条件および使用ルール、関係法令、本学の関係諸規程を十分理解し、専門的な能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行うものとする。

また、不正発生を防止するために、ルールと実態に乖離が生じていないか等、本学関係規程の見直しや、不正発生要因の把握に努めなくてはならない。

以上